

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文

○安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律施行規則（昭和三十一年厚生省令第二十二号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
（健康診断の方法等） 第十四条（略）			
2（略）			
3 別表第二の基準の欄による期間の計算は、採血を行った日から起算する。			
別表第二（第十四条関係）			
採血の種類	基準	採血の種類	基準
二〇〇ml全血採血	一〇七（略）	二〇〇ml全血採血	一〇七（略）
四〇〇ml全血採血	一〇七（略）	四〇〇ml全血採血	一〇七（略）
八 過去五二週以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子 九〇一二（略）		八 過去一年以内に行われた全血採血の総量が一、〇〇〇mlを超えている男子又は六〇〇mlを超えている女子 九〇一一（略）	

	<p>八 過去五二週以内に行われた全血採血の総量が八〇〇mlを超えている男子又は四〇〇mlを超えている女子</p> <p>九〇一二 (略)</p>	<p>血漿成分採血</p>	<p>一〇七 (略)</p> <p>八 過去五二週以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二四回以上である者</p> <p>九〇一一 (略)</p>	<p>血小板成分採血</p>	<p>一〇一〇 (略)</p> <p>一一 過去五二週以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二三回以上である者</p> <p>一二一四 (略)</p>
	<p>八 過去一年以内に行われた全血採血の総量が八〇〇mlを超えている男子又は四〇〇mlを超えている女子</p> <p>九〇一一 (略)</p>	<p>血漿成分採血</p>	<p>一〇七 (略)</p> <p>八 過去一年以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二四回以上である者</p> <p>九〇一一 (略)</p>	<p>血小板成分採血</p>	<p>一〇一〇 (略)</p> <p>一一 過去一年以内に行われた血漿成分採血の回数と血小板成分採血の回数に二を乗じて得たものとの和が二三回以上である者</p> <p>一二一四 (略)</p>